

(仮称) 千葉市こども基本条例の制定に関するアンケート調査 (若者 : 19 歳 ~ 29 歳)**【アンケートの目的】**

千葉市では、すべてのこども・若者が健やかに成長するために、困難な状況にある場合は必要な支援を受け、また、こどもや若者の意見をまちづくりに反映するためのルール等を盛り込んだ「こども基本条例」の制定に向けて検討を行っています。

皆さんの考えを条例に反映するために、アンケートへのご協力をお願いします。

【基本項目】

問 1 あなたの状況について教えてください。

- 1 学生 2 働いている (アルバイト等) 3 働いている (正社員・自営業)
4 その他

問 2 養育経験の有無について

- 1 現在こどもを養育している。又は養育した経験がある。
2 こどもを養育したことはない

【こどもの権利】

1989 年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約 (こどもの権利条約)」では、こどもが、生まれながらもっている 4 つの大切な権利として以下の権利をあげています。

①生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる

②育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる

③守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる

④参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできる

問 3 - 1 あなたは「こどもの権利条約」について、聞いたことがありますか。

- 1 聞いたことがあり、内容もある程度知っている。
2 聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている。
3 聞いたことはあるが、内容はわからない。
4 聞いたことがない。

問3-2 問3-1で1、2、3と回答した方は、どうやって聞いたり知ったりしましたか。

- ア 学校の授業や先生の話
- イ 学校で配られたパンフレット
- ウ その他のパンフレットなど
- エ イベントや講演会など
- オ 市のホームページ
- カ 家族や友達から
- キ テレビ・新聞などの報道
- ク インターネット情報
- ケ その他

--

コ わからない

問4 千葉市のこどもに係る、下記の「こどもの権利」に関わる1~19の項目について、ア～エを選択してください。

- ア とても守られている
- イ 守られている
- ウ 守られていない
- エ わからない

- 1 命が守られ、平和で安全に暮らすこと ()
- 2 心身ともに、健康に生きるための環境が保障されること ()
- 3 愛情を受けて育てられること ()
- 4 いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること ()
- 5 障がい、民族、国籍、性別、家族など、どんな理由でも差別を受けないこと ()
- 6 自分を守るために必要な情報や知識を得ること ()
- 7 困ったときに気軽に相談し、自分に合った支援を受けること ()
- 8 かけがえのない自分を、自分自身で大切にできること ()
- 9 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること ()
- 10 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること ()
- 11 学び、遊び、休息すること ()
- 12 仲間をつくり、集まること ()
- 13 プライバシーが守られること ()
- 14 様々な芸術、文化、スポーツ、自然に触れ親しむこと ()
- 15 自分に関係することを、自分に合った支援を受け、自分で決めること ()
- 16 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること ()
- 17 家庭、学校、地域などあらゆる場で、自分に関わることについて、意見を 表明すること ()
- 18 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮をされること ()
- 19 わかりやすい情報提供を受けるなど、社会への参画に必要な支援を受ける こと ()

問5 千葉市では、このような子どもの権利が大切にされていると思いますか。

- 1 大切にされている場合が多い
- 2 どちらかという大切にされている場合が多い
- 3 どちらかという大切にされていない場合が多い
- 4 大切にされていない場合が多い
- 5 わからない

理由

問6 こどもの権利条約における4つの権利以外で、こどもにとって必要と思う権利があればお答えください。

問7 こどもが健やかに育つために必要だと思うことを、優先度の高いものから3つ選んでください。

- ア こどもをあたたく見守る大人の存在
- イ 保護者に対する養育支援
- ウ 地域住民等による見守り支援の充実
- エ しつけ
- オ 障害の有無などこどもの特性に応じた支援
- カ 不登校児童生徒に対する理解促進やフリースクールへの支援
- キ ひきこもり対策
- ク 里親制度など、養育する大人のいないこどもに対する支援
- ケ こども自由に過ごすことができる居場所の確保
- コ 保護者やこどものための相談体制の充実
- サ 家庭や学校等で権利の侵害をうけているこどものための救済措置の強化
- シ 家庭の貧困やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれたこどもに対する支援
- ス 声をあげることができないこどもの意見を聞くための取組み
- セ その他（自由筆記）

【相談機関】

問8 あなたは、悩みごとがある場合にだれに相談しますか。相談する人をすべて選んでください。

ア 父親

イ 母親

ウ 兄弟姉妹

エ 祖父母や親せき

オ 友達

カ 近所(地域)の大人

キ 会社・アルバイト先の仲間

ク 会社・アルバイト先の上司

ケ インターネット上の知り合い

コ 電話相談などの相談員

サ その他

--

シ 相談できる人はいない

問9 下記の相談機関のうち、あなたが知っているものをすべて選んでください。

ア Link (子ども・若者総合相談センター)

イ 青少年サポートセンター

ウ 子どもと親のサポートセンター

エ こころの健康センター

オ 千葉いのちの電話

カ よりそいホットライン

キ その他

--

問 10 あなたは、だれでも相談できる機関について、どのようなところであれば相談してみようと思いますか。相談しようと思うものをすべて選んでください。

- ア どんな話でも聞いて受け止めてくれる
- イ 自分の名前を知られずに相談できる
- ウ 24時間いつでも相談できる
- エ 電話代などが無料
- オ メールで相談できる
- カ SNSで相談できる
- キ 自宅から近い
- ク 多くの相談を受けた実績がある
- ケ一緒に考えてくれる
- コ 解決に向けて様々なところに働きかけてくれる
- サ その他

シ 特に相談したいと思わない

問 11 地域で何かをしたり決めたりするとき、若者の意見は反映されていると思いますか。

- 1 反映されている
- 2 反映されるものもあれば、反映されない場合もある
- 3 ほとんど反映されない
- 4 若者が参加していない・わからない

問 12 若者の意見を社会に反映させるために必要だと思うことを1つ選んでください。

- 1 若者の意見に耳を傾ける大人の存在
- 2 若者の意見を形成するために、必要な情報が届けられること。
- 3 若者が積極的に意見を話せる機会・場所
- 4 その他

問 13 学校の運営やまちづくりに若者の意見を取り入れることについて、あなたの考えに近いものを1つ選んでください

- 1 学校の運営者や行政が考えることなので、若者の意見を積極的にきかなくてもよい。
- 2 学校の運営者や行政が考えることではあるが、若者に関わることは意見を聞いたほうがよい。
- 3 若者に関わることでなくても、学校の運営者や行政は積極的に若者の意見に耳を傾ける必要がある。
- 4 その他

【生活】

問 14 あなたが生活をする中で、1～3 の項目について下記ア～ウを選んで記入してください。

- ア 差別をととても感じる
- イ 差別を少し感じる
- ウ 差別を感じない

- 1 性別 ()
- 2 障害の有無 ()
- 3 国籍・民族 ()

問 15 性別、障害の有無、国籍・民族の他に、あなたが生活する中で直面する差別があればお答えください。

問 16 あなたが生活する中で直面する差別や格差はどうすれば解消できると思いますか。あなたの意見をおこたえください。

問 17 困難な状況に置かれた若者が自立をするために必要と思われる下記の 1～5 の項目について、ア～エを選択してください。

ア とても必要である

イ 必要である

ウ 必要性を感じない

エ わからない

1 同じ悩みを抱える若者が集まれる居場所 ()

2 専門職による生活相談が受けられる相談機関 ()

3 職業訓練・仕事を紹介してくれる機関 ()

4 仕事が安定するまでの間の生活費等支援 ()

問 18 問 17 について、その他に必要と思われるものがあれば記入してください。

--